

## 介護職員処遇改善加算係る公表

介護職員処遇改善加算の算定に係る見える化要件に基づく、当法人の①加算の取得状況、②賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を以下の通り公表いたします。

### ① 加算の取得状況

施設・事業所名	サービス名	算定区分
さぼてんきっず	放課後等デイサービス	処遇改善加算 I
さぼてんきっず六供	放課後等デイサービス	処遇改善加算 I
さぼてんきっず朝日	放課後等デイサービス	処遇改善加算 I
あずいずきっず朝倉	児童発達支援	処遇改善加算 I

### ② 賃金以外の処遇改善に関わる具体的な取り組み内容

分類	職場環境要件項目	具体的な取り組み
入職促進に向けた取組	経営理念やケア方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	採用時や年度はじめに経営理念やケア方針の研修を開催し、職員一人ひとりにその考え方が根付き、法人全体としての文化が醸成されるようにしている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	強度行動障害や児童発達支援管理責任者研修などを取得しようとする者に対する支援	研修受講料手数料を支援している。
両立支援・多様な働き方の促進	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実、事業所内保育施設の整備	育児休業制度を設けており、当該制度を利用する職員も増えている。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	定期的にミーティングを実施し、問題点や課題を話し合い、日々の業務改善を図っている。